

行田市小規模契約希望者登録要領

1 (目的)

市が発注する工事、修繕、業務委託、物品購入等について、市内業者の受注機会を拡大し、積極的な活用を図ることにより市内における経済の活性化を促進する。

2 (登録できる者)

行田市内に主たる事業所を有する者とする。

3 (登録できない者)

登録できない者は、次の各号に列記する者とする。

- (1) 行田市内に主たる事業所を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- (4) 行田市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則及び行田市物品売買等及び建築物管理業務競争入札参加者の資格等に関する規則に基づく資格者名簿に登録されている者
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

4 (登録の申請)

- (1) 登録の申請は、行田市小規模契約希望者登録申請書(様式第 1 号)を契約検査課へ提出する。
- (2) 受付は随時とする。

5 (登録の有効期間)

- (1) 登録の有効期間は、西暦における偶数年 8 月 1 日から翌々年 7 月 31 日までの 2 年間とする。
- (2) 登録時における有効期間は、前号に規定する有効期間の残期間とする。

6 (登録及び公開等)

- (1) 契約検査課長は、小規模契約希望者を行田市小規模契約希望者登録名簿(様式第 2 号)に登録したときは、各課に周知するとともに一般に公開するものとする。
- (2) 公開場所は、契約検査課窓口及び行田市ホームページとする。

7 (対象とする契約)

契約内容が比較的軽易で履行の確保が容易であるもののうち、契約金額が原則として 50 万円以下のものとする。ただし、建設工事については契約金額が 130 万円以下のものとする。

8（登録者の活用）

市は、前項に規定する契約に係る業者の選定に際して、本要領に基づく登録者に対して積極的に見積参加の機会を与えるよう努めなければならない。

ただし、第3項第4号に規定する者の参加を排除するものではない。

9（契約保証金の納付免除）

本要領に基づく登録者との契約に際しては、行田市契約規則第5条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除する。

10（関係法令等の遵守）

本要領に規定するもののほか、関係法令及び行田市契約規則並びにその他本市の契約約款、関係規則等を遵守しなければならない。

11（登録の抹消）

次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を抹消する。

(1) 第3項各号のいずれかに該当した場合

(2) 契約の履行その他業務に関し、不正又は不誠実な行為を行なった場合

12（登録事項の変更等）

登録事項に変更等が生じたときは、行田市小規模契約希望者登録変更届（様式第3号）を契約検査課へ提出する。

附 則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

この要領は、平成24年6月22日から施行する。

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年6月29日から施行する。